

所沢ブランド特産品販売協力店登録 募集要項

1 趣旨

所沢ブランド特産品として認定された商品（以下、「認定品」という。）の販売及び PR に取り組む事業者を募集し、所沢ブランド特産品販売協力店（以下、「協力店」という。）として登録し、所沢ブランドの創造と地域経済の活性化をより一層図ることを目的とするものです。

2 定義

(1) 所沢ブランド特産品

国内外に持ち帰りが可能で、以下のいずれかに該当する商品。

- ① 所沢の地場農産物等を活用した商品
- ② 所沢の地域資源^{注1}や魅力を発信することのできる商品
- ③ 所沢の伝統的な文化・風習を活かした商品

注1 中小企業地域資源活用促進法に基づき埼玉県知事が定めた内容のうち、地域産業資源に係る地域として所沢市が定められている地域産業資源（県全域として定められているものを除く）をいう。

(2) 認定品

所沢ブランド特産品認定要綱（平成30年5月1日施行）に基づき、所沢ブランド特産品として認定された商品。

(3) 認定事業者

認定品の申請者。

3 申請できる方

所沢ブランド特産品の趣旨に賛同する事業者で、以下の要件を満たす方が対象です。

- (1) 認定品の販売等に関し、必要な許認可等を取得していること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び所沢市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
※旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業を営むものを除く。
- (4) 公序良俗に反する事業を営んでいないこと。

4 協力の内容

(1) 認定品の販売

- ・販売することとなった認定品名を市へ報告してください。
- ・取り扱う認定品の販売価格、販売量、販売時期等の詳細については、認定事業者と協議をしてください。

(2) PR 素材（ポスター、のぼり旗、チラシ）の店頭掲示及び配架

- ・認定品及び認定品の販売を PR するため、ご協力をお願いします。
※ 掲示用のポスターやのぼり旗、配架用のチラシは市が用意します。

(3) その他、積極的な情報発信

- ・販売する認定品について、積極的な情報発信をお願いします。
- ・協力店ホームページ等での広報、市ホームページ掲載用の協力店写真のご提供など、市内外への積極的な情報発信にご協力をお願いします。

5 申込み方法

申請書に必要な事項をご記入のうえ、郵送または持参にてご提出ください。

【提出書類】

- (1) 所沢ブランド特産品販売協力店登録申請書（様式第1号）※市ホームページでダウンロードできます。
- (2) 協力店の PR 資料（パンフレットや広告チラシ等、提出可能な資料がある場合。）

【提出先】

〒359-8501 所沢市並木1-1-1 市役所別館
所沢市役所 産業振興課 産業支援グループ 宛

案内図



西武新宿線「航空公園駅」東口より徒歩 5 分



【提出時期】

平成 30 年 10 月 1 日より随時

6 留意事項

- (1) 提出された申請書類は返却いたしません。
- (2) 申請された個人情報については、当事業の目的以外には使用いたしません。
- (3) 認定品の販売に関する諸条件は、各認定事業者と協議・商談を行ってください。
- (4) 認定品の全種類を販売する義務はありません。可能な範囲で認定品の販売取扱いにご協力ください。
- (5) 認定品の販売において事故等の問題が生じたときは、自らの責任を持って解決してください。

7 問合せ先・提出先

〒359-8501

所沢市並木1-1-1 市役所別館

所沢市 産業経済部 産業振興課 産業支援グループ

T E L : 04-2998-9157 F A X : 04-2998-9162

Eメール : a9157@city.tokorozawa.lg.jp